



分譲地・町有地の販売について

随時募集（先着順）

奥多摩町では、分譲地・町有地を一般販売にて、公募いたします。

自然環境と子育て支援に恵まれた東京のオアシス奥多摩町に永住しませんか！！
奥多摩町では、最寄り駅約5分圏内の分譲地（川井地区）や町有地（川井地区・小丹波地区・氷川地区）を公募しております。

1. 申し込み資格

- ① 年齢 45 歳以下の夫婦若しくは子ども（18 歳以下）がいる世帯、又は 35 歳以下の者。
- ② 自らが居住する住宅を建築するために宅地を必要とすること。
- ③ 分譲地・町有地の所在場所に住民登録上の住所を設定でき、且つ、その設定をすること。
- ④ 分譲地・町有地を取得後 3 年以内に居住用の建物を建築すること。
- ⑤ 同居親族（婚約者を含む）があること。
- ⑥ 売買代金を所有権移転登記までに全額支払う能力を有すること。
- ⑦ 入居を開始したときは、所在地の自治会に加入し自治会の活動をはじめ、地域活動へ積極的に参加できる方。
- ⑧ 奥多摩町消防団への参加（入団・協力）できる方。
※既に参加（入団・協力）している方は除く。
- ⑨ 定住化施策事業を重点事業としているため、町から依頼する取材や PR など協力できる方。

2. 販売に伴う条件について

- ① 宅地の引き渡しの日から 3 年以内に専用住宅を建築し、自ら居住すること。
- ② 住宅を建築する場合は、建築基準法などの関係法令を順守すること。
- ③ 住宅建築計画書などの関係書類を提出し、確認を受けた後に建築すること。
- ④ 宅地引き渡しの日から 10 年間は転売、転貸などによる権利の移転をしないこと。
- ⑤ 地上権、抵当権などの権利を設定しないこと。（特に必要がある場合は、書面により町と協議すること）
- ⑥ 分譲地・町有地の周辺環境を阻害し、公害が発生する行為をしないこと。
- ⑦ その他別に定める建築条件を順守すること。
- ⑧ 敷地管理をしっかりできる方。

3. 販売の方法

- ① 申し込みについては、1 世帯につき 1 区画とします。
- ② 分譲地・町有地は、建設する住宅により、造成等の改良費がかかります。土留めなどは構造計算をしていません。
- ③ 同区画に 2 人以上の申し込みがあった場合は、町規定により決定します。
- ④ 申込期間については随時募集（先着順）。
- ⑤ 申込用紙については奥多摩町役場 若者定住推進課窓口及び、古里出張所 子ども家庭支援センター窓口にて配布しております。また、町ホームページにも掲載しております。

4. 奥多摩町移住・定住応援補助金等

次代を担う若者等の定住を応援するため、定住を目的として住宅の購入、リフォームをした方に対して補助金の交付や、金融機関からの資金借り入れに対する利子補給を行う。

●対象者

【移住・定住応援補助金】

- ① 年齢 45 歳以下の夫婦若しくは子ども（高校生以下（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者））がいる世帯、又は 35 歳以下の者。
- ② 住宅の新築、増築、改築または購入をされた方。（事業費 10 万円以上）
- ③ 事業を実施後、1 年以内のもの。

【利子補給】

- ① 年齢 45 歳以下の夫婦若しくは子ども（高校生以下（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者））がいる世帯、又は 35 歳以下の者。住宅の新築、改築または購入をされた方で金融機関からの融資の金額が 400 万円以上であること。
- ② 住宅の購入、リフォームをされた方で金融機関からの融資の金額が 400 万円以上であること。
- ③ 住宅の購入、リフォームをされた方で金融機関からの融資の償還期間が 10 年以上であること。

●補助額等

【移住・定住応援補助金】

住宅の購入、リフォームをされた方。（事業費 **10 万円** 以上）

※事業費の 2 分の 1 以内 補助金限度額 **200 万円**

（期間内であれば補助金限度額まで何度でも申請可能）

さらに

- ① 町内業者の利用で 10 万円の商品券を上乗せ
- ② 地場木材の活用で 10 万円の商品券を上乗せ 最大 **220 万円**

【利子補給】

- ① 利子補給率 ※借入利率の 2 分の 1
- ② 利子補給限度額 ※33 万円 （年額）（町内金融機関利用の場合）
- ③ 利子補給期間 ※36 カ月

5. フラット35（地域連携型）

この支援は東京都 26 市町村では福生市と奥多摩町だけ！！

地域連携型とは、子育て支援について、積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて【フラット35】の借入金利を当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度（S併用の場合年0.5%）です。

【販売・補助金に関する問い合わせ】

・奥多摩町 子育て定住推進課 若者定住推進係

☎ 0428（83）2310（直通）